各 位

会 社 名 キヤノン電子株式会社

代表者名 代表取締役社長 酒巻 久

(コード:7739、東証第1部)

問合せ先 専務取締役 石塚 巧

(TEL. 03-6910-4111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年1月27日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2021年3月26日開催の当社第82期株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とする ため、株主総会および取締役会の招集者および議長に関する規程につきまして、所要の変更を行 うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

2021年3月26日(金) 予定 2021年3月26日(金) 予定

以上

第3章 株主総会

(招集者および議長)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。
 - ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。

第4章 取締役および取締役会

(議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。

第3章 株主総会

(招集者および議長)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって 取締役会長または取締役社長が招集 し、その議長となる。
 - ② 取締役会長および 取締役社長に事故 があるときは、あらかじめ取締役会に おいて定めた順序に従い、他の取締役 が招集し、その議長となる。

第4章 取締役および取締役会

(招集者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、**取締役会長または**取締役 社長が招集し、その議長となる。
 - ② 取締役会長および 取締役社長に事故 があるときは、あらかじめ取締役会に おいて定めた順序に従い、他の取締役 が招集し、その議長となる。